

森林整備保全事業設計積算要領等の一部改正に伴う
積算基準の適用について（お知らせ）

平成 29 年 9 月 29 日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準（標準歩掛等）を次のとおり適用します。

なお、諸経費等については、平成 29 年 6 月 1 日から適用しています。

1 適用する積算基準書

平成 29 年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）

平成 29 年版 治山林道必携（積算・施工編）【上巻・下巻】

2 適用年月日

単価適用年月日が平成 29 年 10 月 1 日のものから適用します。

3 その他

積算基準等の改正資料は、林野庁ホームページに掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

また、諸経費等の適用については、「広島県の調達情報」に掲載しています。

【広島県の調達情報】

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>